

平成21年度版

すぎなみの介護保険

(20年度実績)



はじめに

急速な高齢化の進行とともに、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者が急速に増えていくものと見込まれています。これに対し、介護の長期化、介護者の高齢化、核家族化の進展などにより、家族による介護が困難な状況になってきています。そこで、要介護者を社会全体で支え合う制度として、平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設されました。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、保健医療サービス及び福祉サービスを総合的・効率的に提供することを目的としています。

杉並区におきましては、区民の皆様のご理解、また、主治医やケアマネジャー、サービス事業者等、多くの関係者のご努力により、介護保険制度は着実に定着するとともに、おおむね順調に介護保険制度の運営を行ってきました。一方、要介護認定者の増加に伴う給付費の伸びや要支援・要介護の状態にならないよう介護予防事業の一層の推進などの課題も生じています。

介護保険制度が定着してきた中で、平成 18 年 4 月に制度全般の見直しとして、介護予防型システム重視への転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設などが行われました。この制度の見直しの趣旨を踏まえ、杉並区では平成 18 年 3 月に「第 3 期杉並区介護保険事業計画（平成 18～20 年度）」を策定し、安定した事業運営に努めてきました。そして、第 3 期杉並区介護保険事業計画を検証し、平成 21 年 3 月に、介護保険料の改定を伴う「第 4 期杉並区介護保険事業計画（平成 21～23 年度）」を策定しました。

今後も、「高齢者の自立支援」の理念のもとに、杉並らしさを生かした介護保険事業を目指し、区民に信頼され、将来にわたり持続可能な制度として運営していくことが重要と考えております。

さて、このたび介護保険事業をご理解いただくための一助として、「平成 21 年度版すぎなみの介護保険（平成 20 年度実績）」を発行いたしました。身近に置いてご利用いただければ幸いです。

今後とも、分かりやすく、利用しやすい制度運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 21 年 9 月

杉並区保健福祉部介護保険課

目 次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護（要支援）認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	8
	(1) 居宅介護（予防）サービスの利用	8
	(2) 施設サービスの利用	10
	(3) 地域密着型サービスの利用	11
	(4) サービスに要する経費（保険給付費）	11
	(5) 各種軽減制度及び助成事業	13
	(6) 給付の適正化	17
4	介護予防事業の実施	18
	(1) 介護予防の普及啓発（一般高齢者施策）	18
	(2) 介護リスクに対応した介護予防事業（特定高齢者施策）	19
5	介護保険料	21
	(1) 第1号被保険者	21
	(2) 第2号被保険者	23
6	介護保険財政	24
7	介護保険運営協議会	26
8	介護保険相談	27
9	事業者への支援	28
	(1) 事業者連絡会	28
	(2) 介護従事者研修	28
	(3) ケアマネジャー支援事業	29
	(4) 地域密着型サービスの指定及び指導	30
10	事業所の指導	31
11	広報普及活動	32
12	介護保険のあゆみ	33

(参考)

- 1 食費の自己負担額（標準負担額）の減額（17年9月まで）
- 2 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額（特定標準負担額）の減額
- 3 第4期介護保険料について

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の「第1号被保険者」と杉並区に住民登録・外国人登録をしている40歳以上64歳以下の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されます。また、杉並区から区外の住所地特例対象施設*に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

* 住所地特例対象施設

住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方は、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。

下記の施設が対象となります。

なお、地域密着型サービスの施設(定員29人以下)は、住所地特例施設の対象外です。

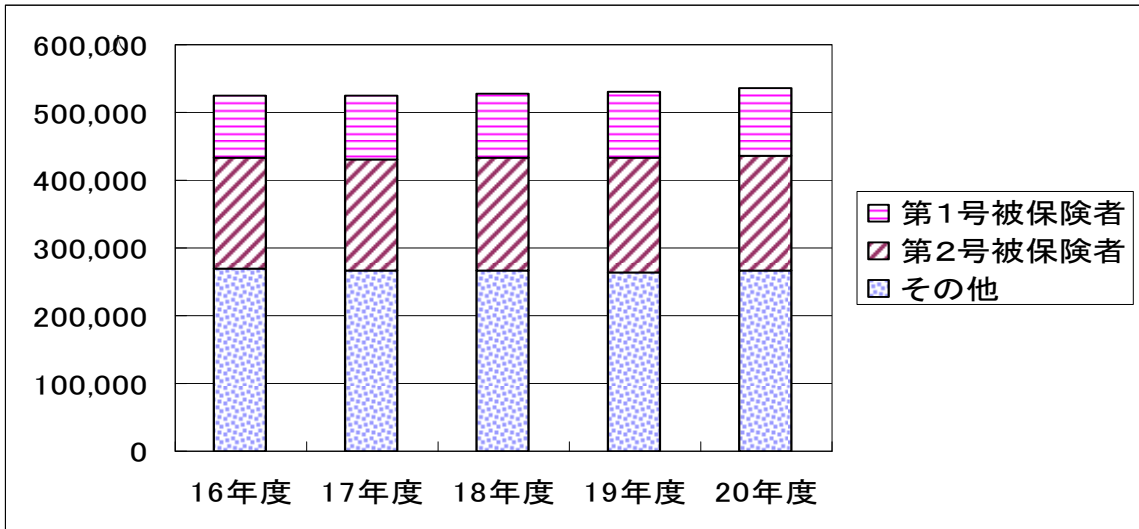
- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・軽費老人ホーム
- ・適合高齢者専用賃貸住宅

【 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況 】

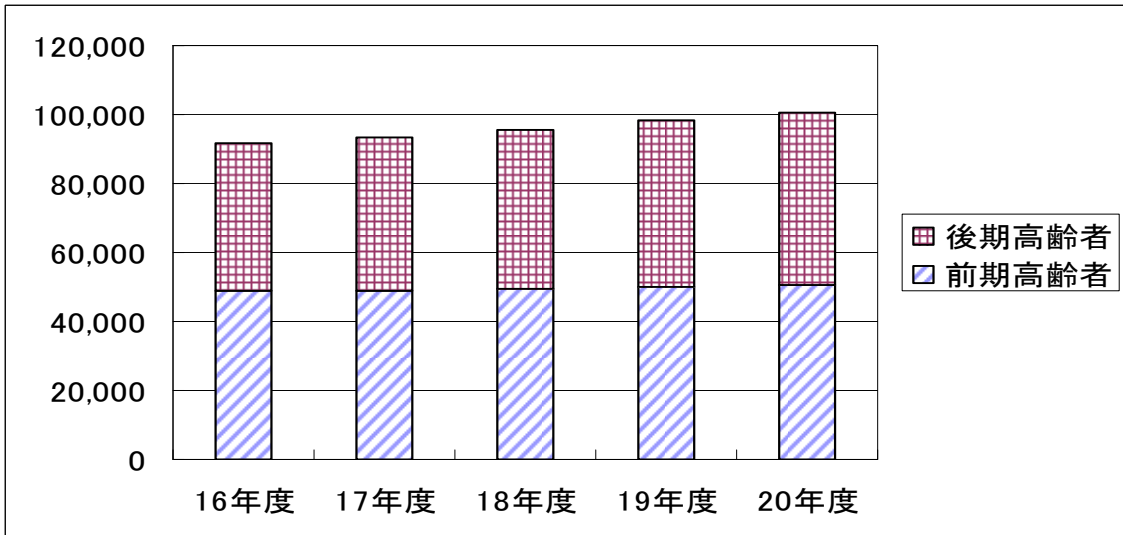
区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総人口(人)	男	253,806	253,969	255,430	256,637	259,118
	女	270,206	270,850	272,987	275,038	277,540
	計	524,012	524,819	528,417	531,675	536,658
第2号被保険者(人) (40歳以上64歳以下)	男	80,989	82,267	83,485	84,036	85,341
	女	82,757	83,531	84,207	84,420	85,346
	計	163,746	165,798	167,692	168,456	170,687
第1号被保険者(人) (65歳以上)	男	36,819	37,446	38,443	39,567	40,560
	女	55,044	55,719	56,968	58,553	59,729
	計	91,863	93,165	95,411	98,120	100,289
高齢化率(%)	男	14.5%	14.7%	15.1%	15.4%	15.7%
	女	20.4%	20.6%	20.9%	21.3%	21.5%
	計	17.5%	17.8%	18.1%	18.5%	18.7%
前期高齢者(人) (65歳以上74歳以下)	男	21,264	21,326	21,633	22,097	22,384
	女	27,823	27,560	27,763	28,142	28,067
	計	49,087	48,886	49,396	50,239	50,451
後期高齢者(人) (75歳以上)	男	15,555	16,120	16,810	17,470	18,176
	女	27,221	28,159	29,205	30,411	31,662
	計	42,776	44,279	46,015	47,881	49,838
住所地特例被保険者		596	583	727	825	856

※ 各年度4月1日現在の数値で、外国人登録者を含みます。

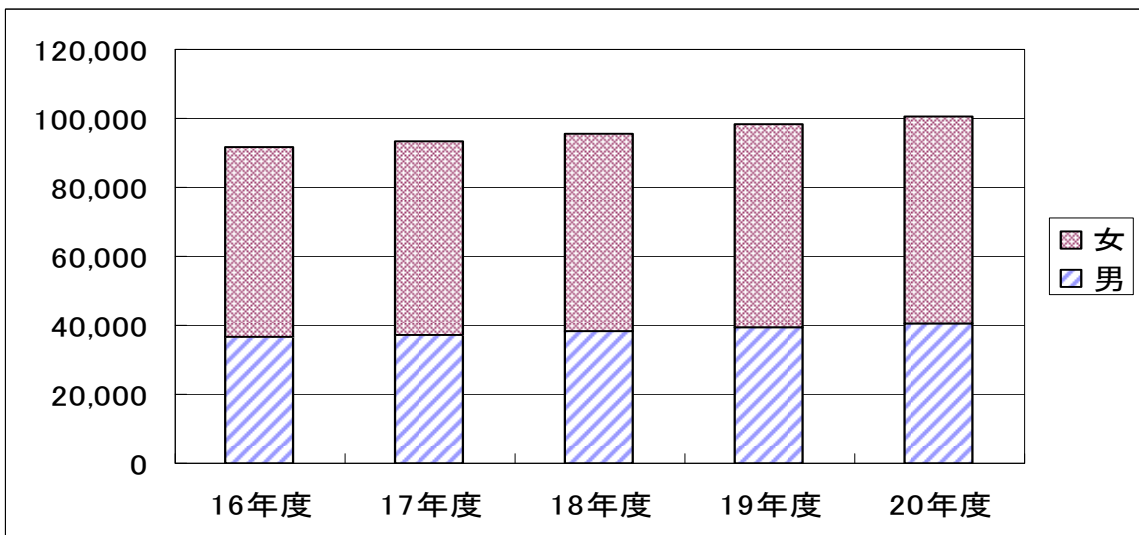
【 杉並区の人口と第1号・第2号被保険者の状況 】



【 第1号被保険者の内訳の状況 】



【 第1号被保険者の男女別内訳の状況 】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（20年度までは介護予防課、21年度からは介護保険課）・地域包括支援センター（ケア24）で申請を受け付けます。

【 申請件数と認定審査会開催の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
認定申請件数	22,911	18,661	21,737	20,578	21,920
新規	5,125	5,349	5,395	5,733	5,959
転入	235	282	269	214	225
更新	15,872	11,155	14,108	13,123	14,203
区分変更	1,679	1,875	1,946	1,476	1,527
認定取消	0	0	19	32	6
審査会開催回数	610	530	585	574	576

※ 認定取消は、地域支援事業利用への移行のためです。

【 20年度月別認定申請件数の内訳 】

区 分	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
4月	543	25	1,060	148	0	1,776
5月	466	25	1,033	113	0	1,637
6月	450	21	1,264	123	1	1,859
7月	507	13	1,244	107	1	1,872
8月	428	19	1,243	107	0	1,797
9月	515	14	1,274	123	0	1,926
10月	535	15	1,219	141	0	1,910
11月	492	24	1,160	106	1	1,783
12月	454	24	1,250	133	0	1,861
1月	567	10	1,175	153	2	1,907
2月	541	19	1,110	151	1	1,822
3月	461	16	1,171	122	0	1,770
合 計	5,959	225	14,203	1,527	6	21,920

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【 事業所別調査件数の状況 】

区 分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
区役所	4,574	3,916	1,831	1,267	550
地域包括支援センター	12,120	9,525	7,489	5,993	5,110
社会福祉協議会	236	334	3,141	6,324	7,066
居宅介護支援事業所等	5,683	4,909	8,845	8,015	8,895
合 計	22,613	18,684	21,306	21,599	21,621

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【 開催実績 】

研修名	回数	参加人数合計	備考
新任研修	7回	55人	随時開催
現任研修	1回	110人	3月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。18年4月更新分から要支援1・2、要介護1～5の7段階の認定を行っています。17年度以前は、要支援、要介護1～5の6段階の認定を行っていました。

【 認定審査会委員数 】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	60人	43人	36人	139人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第6条で150人以内と定められています。

【 審査会判定結果内訳 】

(単位：人数)

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
居宅	非該当	387	541	402	333	360
	要支援	3,933	3,805	108	0	0
	要支援 1	—	228	3,350	3,515	4,175
	要支援 2	—	165	3,364	2,896	2,729
	要介護 1	6,208	4,511	2,924	3,005	3,276
	要介護 2	2,283	1,825	2,389	1,982	1,947
	要介護 3	1,423	1,349	1,447	1,340	1,320
	要介護 4	1,088	834	948	847	774
	要介護 5	859	515	725	547	619
	小 計	16,181	13,773	15,657	14,465	15,200
施設	非該当	13	15	26	20	17
	要支援	168	172	10	0	0
	要支援 1	—	4	207	190	215
	要支援 2	—	7	271	285	312
	要介護 1	746	653	506	497	578
	要介護 2	759	689	726	696	727
	要介護 3	1,167	1,011	1,005	1,047	1,211
	要介護 4	1,565	1,195	1,205	1,235	1,238
	要介護 5	1,957	1,233	1,563	1,410	1,600
	小 計	6,375	4,979	5,519	5,380	5,898
合計	非該当	400	556	428	353	377
	要支援	4,101	3,977	118	0	0
	要支援 1	—	232	3,557	3,705	4,390
	要支援 2	—	172	3,635	3,181	3,041
	要介護 1	6,954	5,164	3,430	3,502	3,854
	要介護 2	3,042	2,514	3,115	2,678	2,674
	要介護 3	2,590	2,360	2,452	2,387	2,531
	要介護 4	2,653	2,029	2,153	2,082	2,012
	要介護 5	2,816	1,748	2,288	1,957	2,219
	合 計	22,556	18,752	21,176	19,845	21,098

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 17年度の要支援1、2の判定は、18年4月更新分を事前判定し、4月以降認定していません。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【 要介護・要支援認定者数の状況 】

区 分		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
第 1 号 被保険者	要支援	2,952	2,978	5,128	5,055	5,395
	要介護	12,842	13,945	11,978	12,404	12,573
	計	15,794	16,923	17,106	17,459	17,968
第 2 号 被保険者	要支援	32	33	91	94	103
	要介護	394	416	346	378	369
	計	426	449	437	472	472
合 計	要支援	2,984	3,011	5,219	5,149	5,498
	要介護	13,236	14,361	12,324	12,782	12,942
	計	16,220	17,372	17,543	17,931	18,440

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。

※ 18・19・20 年度の要支援認定者数は、要支援 1・2 の認定者数です。

【 20 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳 】

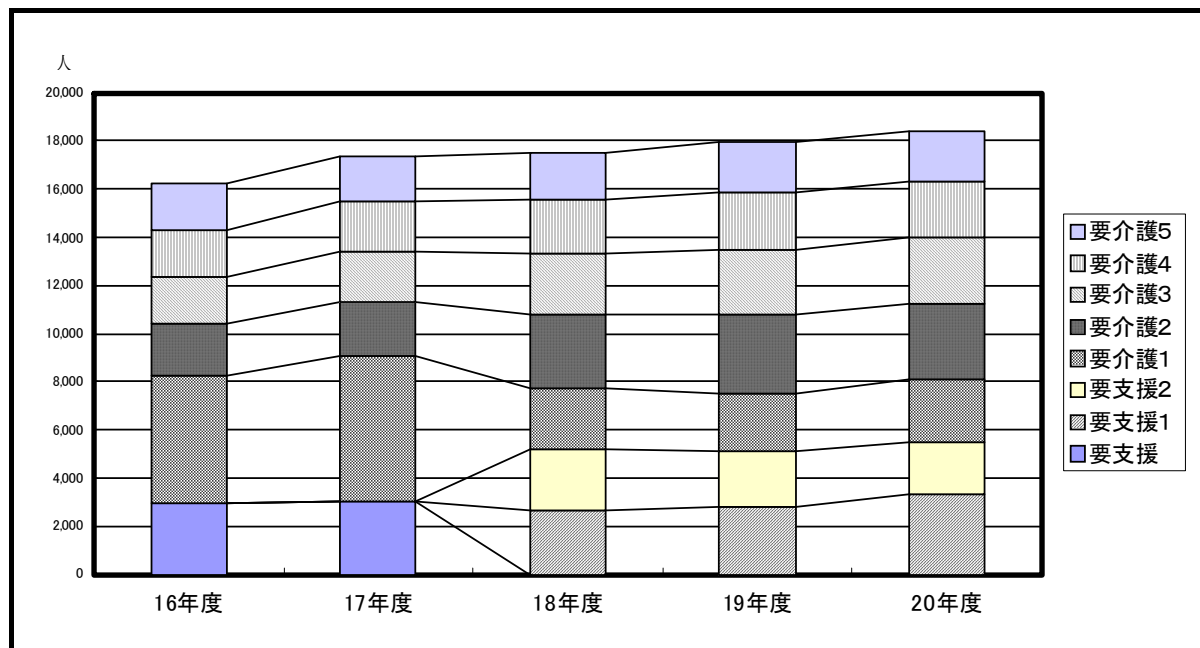
年 齢	被保険 者数	要支援			要介護						合計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	26,380	114	93	207	71	134	96	78	73	452	659
70～74	24,071	252	201	453	189	201	200	143	152	885	1,338
75～79	20,820	650	430	1,080	407	477	375	254	266	1,779	2,859
80～84	15,282	1,040	592	1,632	680	709	589	458	416	2,852	4,484
85～89	8,534	818	525	1,343	725	786	679	541	461	3,192	4,535
90～94	3,781	305	240	545	357	529	522	439	403	2,250	2,795
95～99	1,229	63	63	126	99	178	209	243	225	954	1,080
100 以上	192	4	5	9	9	33	40	63	64	218	218
合 計	100,289	3,246	2,149	5,395	2,537	3,047	2,710	2,219	2,060	12,573	17,968
被保険者との比率		3.23%	2.14%	5.38%	2.53%	3.04%	2.70%	2.21%	2.05%	12.54%	1.79%

【 20 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳 】

年 齢	被保険 者数	要支援			要介護						合計
		1	2	合計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	41,724	0	1	1	0	5	3	2	3	13	14
45～49	34,210	1	6	7	4	6	6	0	4	20	27
50～54	29,725	5	5	10	5	7	9	10	6	37	47
55～59	33,945	12	21	33	10	25	21	24	20	100	133
60～64	31,083	22	30	52	24	59	46	27	43	199	251
合 計	170,687	40	63	103	43	102	85	63	76	369	472

【被保険者介護度別認定者数の状況】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要支援	2,984	3,011	—	—	—
要支援1	—	—	2,640	2,764	3,286
要支援2	—	—	2,579	2,385	2,212
小 計	2,984	3,011	5,219	5,149	5,498
要介護1	5,284	6,044	2,480	2,370	2,580
要介護2	2,177	2,278	3,080	3,274	3,149
要介護3	1,882	2,085	2,521	2,694	2,795
要介護4	1,942	2,066	2,236	2,359	2,282
要介護5	1,951	1,888	2,007	2,085	2,136
小 計	13,236	14,361	12,324	12,782	12,942
合 計	16,220	17,372	17,543	17,931	18,440



3 介護保険サービスの利用

介護（予防）サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担額は1割で、残りの9割は保険給付されます。

(1) 居宅介護（予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【 居宅介護（予防）サービス別利用件数の状況 】 (単位：件数)

サービスの種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
訪問介護	92,264	96,078	86,979	81,845	81,482
訪問入浴介護	7,669	6,961	6,739	6,705	6,705
訪問看護	15,288	16,944	17,920	18,373	19,637
訪問リハビリテーション	1,026	956	1,038	1,496	1,932
居宅療養管理指導	23,116	26,068	31,249	34,552	39,552
通所介護	34,897	37,756	38,946	43,055	47,984
通所リハビリテーション	6,003	8,737	9,454	9,762	9,503
福祉用具貸与	59,089	62,606	56,558	53,210	56,413
短期入所生活介護 短期入所療養介護	6,958	7,391	8,147	9,458	10,132
居宅介護支援	112,436	119,382	114,683	112,843	117,164
特定施設入所者生活介護	6,956	9,017	12,353	14,564	16,978

※ 各年度1年間の累計数値です。

【 介護度別居宅介護（予防）サービス利用者数の状況 】

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要支援	1,929(15)	1,915(11)	112(1)	—	—
要支援1	—	—	1,207(10)	1,505(12)	1,850(12)
要支援2	—	—	1,349(26)	1,504(33)	1,433(35)
要介護1	3,997(87)	4,498(103)	2,037(43)	1,697(32)	1,850(19)
要介護2	1,563(52)	1,660(62)	2,194(70)	2,442(78)	2,418(68)
要介護3	1,196(48)	1,297(46)	1,602(43)	1,774(59)	1,805(60)
要介護4	942(28)	1,014(32)	1,153(37)	1,207(37)	1,140(37)
要介護5	761(33)	732(36)	808(32)	839(33)	875(37)
合計	10,388(263)	11,116(290)	10,462(262)	10,968(284)	11,371(268)

- ※ 各年度3月末日時点の数値です。
- ※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。
- ※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

① その他の居宅介護(予防)サービスの利用

ア 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

【 福祉用具購入費の支給状況 】

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要支援	件数	281	271	213	437	466
	金額	6,345,291	6,870,231	4,764,189	9,631,618	10,258,511
要介護	件数	1,878	1,961	1,647	1,661	1,518
	金額	52,793,648	57,900,033	47,312,939	48,345,612	44,448,432
合 計	件数	2,159	2,232	1,860	2,098	1,984
	金額	59,138,939	64,770,264	52,077,128	57,977,230	54,706,943

イ 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

【 住宅改修費の支給状況 】

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要支援	件数	392	363	292	510	583
	金額	45,421,769	37,182,503	32,731,869	54,535,153	63,454,619
要介護	件数	1,526	1,466	1,347	1,108	1,075
	金額	161,465,530	149,686,559	133,971,334	108,886,284	108,128,017
合 計	件数	1,918	1,829	1,639	1,618	1,658
	金額	206,887,299	186,869,062	166,703,203	163,421,437	171,582,636

(2) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

- ◆ 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) ⇨ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
- ◆ 介護老人保健施設
(老人保健施設) ⇨ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- ◆ 介護療養型医療施設
(療養病床等) ⇨ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

【 施設サービス利用者数の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
介護老人福祉施設	1,456(11)	1,501(14)	1,476(12)	1,545(15)	1,527(18)
介護老人保健施設	515(7)	609(9)	564(12)	585(14)	589(11)
介護療養型医療施設	426(12)	377(8)	382(10)	421(13)	395(8)
合 計	2,397(30)	2,487(31)	2,422(34)	2,551(42)	2,511(37)

※ 各年度の3月分の利用分です。

※ ()内は第2号被保険者です(再掲)。

【 介護度別施設サービス利用者数の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要介護1	187	170	99	50	68
要介護2	261	281	303	321	284
要介護3	417	466	519	548	558
要介護4	751	811	748	830	790
要介護5	781	759	744	796	811
合 計	2,397	2,487	2,422	2,551	2,511

① 特定入所者介護サービス費

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所・入院中の食費・居住費について、世帯全員の区民税が非課税等の場合に所得に応じて負担限度額が設定されています。

【食費の自己負担額（負担限度額）減額件数の状況】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	299(0)	200(1)	220(1)	282(2)
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	1,554(8)	1,573(25)	1,700(30)	2,158(38)
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	567(3)	433(3)	505(4)	595(4)
合 計	2,420(11)	2,206(29)	2,425(35)	3,035(44)

※ （ ）内は第2号被保険者の件数です（再掲）。

※ 各年度3月末日時点の数値です。

(3) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

サービスの種類	18 年度	19 年度	20 年度
夜間対応型訪問介護	54	188	585
認知症対応型通所介護	3,402	4,345	4,585
小規模多機能型居宅介護	80	281	245
認知症対応型共同生活介護	2,162	2,262	2,198

※ 各年度1年間の累計数値です。

(4) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（予防）サービスや高額介護サービス等の合計である保険給付費は、毎年増えています。

【保険給付費の状況】

16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
218 億円	224 億円	225 億円	233 億円	242 億円

【 サービス別保険給付費の状況 】

種 別	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	290,308	12,609,095,246	10	128,250	290,318	12,609,223,496
訪問介護	81,482	3,623,000,642	0	0	81,482	3,623,000,642
訪問入浴介護	6,705	357,784,607	0	0	6,705	357,784,607
訪問看護	19,637	725,790,887	0	0	19,637	725,790,887
訪問リハビリテーション	1,932	44,703,957	0	0	1,932	44,703,957
通所介護	47,984	2,580,247,545	0	0	47,984	2,580,247,545
通所リハビリテーション	9,503	489,595,203	0	0	9,503	489,595,203
福祉用具貸与	56,403	776,906,766	10	128,250	56,413	777,035,016
短期入所	10,132	710,510,664	0	0	10,132	710,510,664
短期入所生活介護（特養）	8,057	550,160,083	0	0	8,057	550,160,083
短期入所療養介護（老健）	2,013	155,179,023	0	0	2,013	155,179,023
短期入所療養介護（療養型）	62	5,171,558	0	0	62	5,171,558
居宅療養管理指導	39,552	297,831,118	0	0	39,552	297,831,118
特定施設入所者生活介護	16,978	3,002,723,857	0	0	16,978	3,002,723,857
居宅介護（介護予防）サービス計画費	117,164	1,146,598,233	0	0	117,164	1,146,598,233
施設介護サービス給付費	30,660	7,976,035,848	0	0	30,660	7,976,035,848
介護老人福祉施設サービス	18,533	4,529,629,159	0	0	18,533	4,529,629,159
介護老人保健施設サービス	7,306	1,754,206,383	0	0	7,306	1,754,206,383
介護療養型医療施設サービス	4,821	1,692,200,306	0	0	4,821	1,692,200,306
地域密着型介護（介護予防）サービス費	7,613	1,034,269,905	0	0	7,613	1,034,269,905
夜間対応型訪問介護	585	14,608,439	0	0	585	14,608,439
認知症対応型通所介護	4,585	420,193,841	0	0	4,585	420,193,841
小規模多機能型居宅介護	245	49,536,241	0	0	245	49,536,241
認知症対応型共同生活介護	2,198	549,931,384	0	0	2,198	549,931,384
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	0	0	1,984	54,706,943	1,984	54,706,943
住宅改修費	0	0	1,658	171,582,636	1,658	171,582,636
小 計	445,745	22,765,999,232	3,652	226,417,829	449,397	22,992,417,061
高額介護サービス費	3,642	36,790,665	38,312	371,265,906	41,954	408,056,571
特定入所者介護サービス費	24,900	715,252,760	13	362,160	24,913	715,614,920
合 計	474,287	23,518,042,657	41,977	598,045,895	516,264	24,116,088,552

(5) 各種軽減制度及び助成事業

① 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

【 高額介護サービス費の支給状況 】

区 分			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	個人・世帯の負担 (上限額) 15,000円/月	件数	577	390	665	284	224	
		金額	8,558,261	5,245,643	6,633,225	3,521,848	2,475,968	
世帯全員の区民税が非課税等	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	個人・世帯の負担 (上限額) 15,000円/月	件数	—	2,128	9,794	25,482	27,271
		金額	—	20,256,375	108,369,393	290,369,367	310,526,494	
	上記以外の方	個人・世帯の負担 (上限額) 24,600円/月	件数	20,005	18,465	18,867	5,036	5,483
		金額	119,390,911	117,314,494	172,501,829	28,622,682	31,804,212	
一般世帯 (左記以外の世帯)	世帯の負担 (上限額) 37,200円/月	件数	7,660	8,672	13,285	8,715	8,976	
		金額	46,368,227	64,612,375	115,065,409	59,158,991	63,249,897	
合 計			件数	28,242	29,655	42,611	39,517	41,954
			金額	174,317,399	207,428,887	402,569,856	381,672,888	408,056,571

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 17年10月から、世帯全員の区民税が非課税等の区分が分割されました。

② 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【 利用者負担額の減免状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
減額件数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免除件数	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計件数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

③ 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）の減額（17年10月から）

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況 】

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度
減額（件数）	115	87	75	61
免除（件数）	55	51	37	32
合計（件数）	170	138	112	93

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況 】

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	食 費	16	34	57	113
	居住費	150	114	97	142
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	食 費	268	198	135	76
	居住費	136	119	95	47
世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	食 費	66	37	33	0
	居住費	64	36	33	0
合 計	食 費	350	269	225	189
	居住費	350	269	225	189

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 17年10月から施設給付について制度変更となりました。

④ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

【 高額介護サービス費等資金貸付の状況 】

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高額介護サービス費	件数	14	0	0	0	0
	金額	443,935	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	4	5	2	4	1
	金額	325,305	202,443	149,112	191,620	13,608
住宅改修費	件数	12	8	6	5	12
	金額	1,867,364	1,069,346	721,013	523,472	1,568,670
合 計	件数	30	13	8	9	13
	金額	2,636,604	1,271,789	870,125	715,092	1,582,278

※ 各年度3月末日現在の数値です。

⑤ 訪問介護利用者負担額助成事業

障害者施策等によるホームヘルプサービス利用者で、世帯の生計中心者が所得税非課税等の要件を満たす方は、訪問介護の利用者負担額を助成します。

【 訪問介護利用者負担額助成の状況 】

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高齢者経過措置	認定者数	569	0	0	0	0
	件 数	5,534	423	3	0	0
	金 額	16,901,425	1,232,655	10,600	0	0
障害者支援措置	認定者数	131	112	95	94	87
	件 数	1,535	1,410	1,256	1,078	331
	金 額	10,017,320	8,727,582	8,304,984	4,986,052	1,278,331
合計	認定者数	700	112	95	94	87
	件 数	7,069	1,833	1,259	1,078	331
	金 額	26,918,745	9,960,237	8,315,584	4,986,052	1,278,331

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計です。

※ 18年度から制度改正のため、対象の方の要件が変更となっています。

※ 高齢者の経過措置制度は16年度で終了しました。

※ 高齢者経過措置欄の17・18年度の助成件数・助成金額は、16年度中に認定を受けた方が、16年度中に利用したサービスに対する助成の実績です。

⑥ 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【 住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況 】

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数	75	98	71	84	99
金額	150,000	196,000	142,000	168,000	198,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 住宅改修支援は、15年4月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

⑦ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【 確認証発行及び事業者助成の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
確認証発行件数	77	113	100	87	81
助成事業者数	62	77	63	57	49
金 額	1,829,327	1,785,124	2,108,148	2,218,247	2,061,929

※ 各年度3月末日現在の数値です。

⑧ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成

上記「⑦ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同月の利用者負担額（介護費負担）の2分の1を助成します。

【 確認証発行及び事業者助成の状況 】

区 分	20年度
助成件数	179
金 額	814,394

※ 各年度3月末日現在の数値です。

⑨ 家族介護慰労金事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

<支給要件>

- ① 介護保険サービスを1年間利用していない場合（7日以内のショートステイ利用を除く。）
- ② 世帯全員の区民税が非課税

【 家族介護慰労金支給の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件 数	4	2	2	2	3
金 額	400,000	200,000	200,000	200,000	300,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

⑩ 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

【 介護保険サービス利用者負担額助成の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件 数	1,057	762	738	444	332
金 額	9,163,130	6,779,244	7,094,977	4,459,958	3,390,178

※ 各年度3月末日現在の数値です。

⑪ 特殊寝台レンタル費の助成

平成18年度の介護保険法の制度改革に伴い、保険給付の対象外になった、福祉用具貸与（特殊寝台）を利用していた軽度者の方に、生活の継続性を確保する目的として引き続き特殊寝台をレンタルする場合に助成します。

【 特殊寝台レンタル費助成の状況 】

区 分	18年度	19年度	20年度
件 数	78	55	28
金 額	12,175,729	403,553	803,906

（6）給付の適正化

介護保険の給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

【 取組状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
回 数	4回	4回	4回	4回	3回
件数(1回あたり)	約13,000件	約13,500件	約12,500件	約12,500件	約12,200件

4 介護予防事業の実施

介護予防・認知症予防の普及啓発や地域の介護予防・認知症予防活動への支援を強化するとともに、介護リスクの高い高齢者を把握して、リスク内容に応じた介護予防事業を実施しています。なお、この事業は介護保険の居宅介護予防サービスとは別のものです。

(1) 介護予防の普及啓発（一般高齢者施策）

介護予防・認知症予防の必要性を普及啓発するために、講演会や介護予防・認知症予防情報誌の発行及びイベントの開催、講座、教室を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	18年度	19年度	20年度
延回数	861回	593回	159回
参加者延人数	2,130人	4,451人	6,486人

② 足腰げんき教室（18・19年度は特定高齢者施策）

区 分	18年度	19年度	20年度
教室数（延回数）	15教室（60回）	54教室（216回）	82教室（328回）
参加実人数（延人数）	21（81）人	174（640）人	935（3,038）人

③ 高齢者健康講座（20年度新規事業）

事業名	内 容	実施回数	参加人数
水中ゆらゆら歩行	水の浮力や抵抗を利用して無理なく足腰を丈夫にする。	1	20人
お体ごきげん道場	高齢者向けのトレーニング機器を使う運動と創作体操を行なう。	1	18人
懐かしのあのうた このうた	大きな声を出して歌うことで、口の周りの筋肉を鍛えたり、しっかりと飲み込む力をつくる。	1	10人
長寿へのパスポート &癒しのコンサート	介護予防の講義や体操や実技、音楽を通じて心身の健康づくりのための生活習慣をつくる。	1	182人

④ 認知症予防講演会

区 分	18年度	19年度	20年度
講演会回数	3回	2回	2回
参加実人数	389人	1,300人	1,378人

⑤ 認知症予防教室（19年度新規事業）

区 分	19 年度	20 年度
教 室 数	8 教室	7 教室
参加実人数	176 人	161 人

⑥ 認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	19 年度	20 年度
教 室 数	4 回	23 回
参加実人数	58 人	368 人

⑦ 地域ささえ愛グループ支援

病気や加齢などで家に閉じこもりがちな高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的にリハビリ活動等を行っているグループを支援しています。

区 分	18 年度	19 年度	20 年度
グループ数	73 グループ	77 グループ	82 グループ
活 動 回 数	1,759 回	1,827 回	1,906 回
参加者延人数	22,525 人	23,005 人	23,063 人

⑧ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防・認知症予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防・認知症予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	18 年度	19 年度	20 年度
介護予防サポーター（登録者数）	92 人	78 人	97 人
ウォーキングリーダー（登録者数）	—	—	22 人

（2）介護リスクに対応した介護予防事業（特定高齢者施策）

介護予防の普及啓発や区民健康診査等による生活機能評価と要介護認定の機会を捉え把握した要支援・要介護状態になる前段階の対象者（特定高齢者）に対し、運動器の機能向上や閉じこもり予防、栄養改善、口腔機能の向上に向けた介護予防事業を勧めています。

① 特定高齢者把握事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を、区民健康診査等において、基本チェックリストを用いて生活機能評価を行い、特定高齢者として把握しています。

区 分	18年度	19年度	20年度
特定高齢者把握数	503人	2,925人	6,482人

② 通所型介護予防事業

ア 転倒予防教室

区 分	18年度	19年度	20年度
教室数 (延回数)	22教室 (264回)	34教室 (408回)	35教室 (420回)
参加実人数 (延人数)	49 (529)人	199 (2,009)人	251 (2,423)人

イ リフレッシュリハビリ教室

区 分	18年度	19年度	20年度
教室数 (延回数)	14教室 (270回)	14教室 (339回)	14教室 (333回)
参加実人数 (延人数)	62 (844)人	162 (2,254)人	163 (2,202)人

ウ 若返るぞ！筋力アップ応援教室

区 分	18年度	19年度	20年度
教室数 (延回数)	8教室 (224回)	12教室 (336回)	12教室 (336回)
参加実人数 (延人数)	41 (1,057)人	92 (2,310)人	122 (2,915)人

エ 口腔機能向上教室 (19年度から開始)

区 分	19年度	20年度
教室数 (延回数)	3教室 (21回)	5教室 (35回)
参加実人数 (延人数)	26 (158)人	54 (329)人

オ 栄養改善教室

区 分	18年度	19年度	20年度
教室数 (延回数)	1教室 (3回)	15 (75回)	13 (61回)
参加実人数 (延人数)	3 (9)人	29 (110)人	39 (119)人

② 訪問型介護予防事業

訪問指導 (保健・リハビリ・栄養・歯科)

区 分	18年度	19年度	20年度
訪問実人数	74人	162人	125人
訪問延回数	689回	1,315回	1,088回

5 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。20年度までの保険料額は、基準年額を50,400円（第4段階）とし、区民税の課税状況等により下表のとおり7段階の保険料を設定しています。

【 保険料額（18年度～20年度） 】

段 階	対象者	保険料年額(月額)
第 1 段 階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	年20,160円 (月1,680円)
第 2 段 階 基準年額×0.5	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年25,200円 (月2,100円)
第 3 段 階 基準年額×0.75	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年37,800円 (月3,150円)
第 4 段 階 基 準 年 額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税の方	年50,400円 (月4,200円)
第 5 段 階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円未満)	年63,000円 (月5,250円)
第 6 段 階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上500万円未満)	年75,600円 (月6,300円)
第 7 段 階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上)	年88,200円 (月7,350円)

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 第4期介護保険事業計画（21～23年度）における介護保険料は、末尾「参考」に掲載しました。

② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く。）が年額18万円以上の方は、年金から天引きされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。18年10月から遺族年金・障害年金からの特別徴収が開始されました。

【 保険料特別徴収・普通徴収納付の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
被保険者数(A)	93,469	95,773	98,361	100,543	102,330
特徴結果数(B)	73,721	75,113	81,594	83,043	85,160
普徴者数(A-B=C)	19,748	20,660	16,767	17,500	17,170
普徴口座振替数(D)	7,686	7,803	5,118	4,568	4,023
普徴納付書納付者数 (C-D=E)	10,954	11,614	10,320	11,471	11,595
Eの占める割合(E/A)	11.72%	12.13%	10.49%	11.41%	11.33%

※ A・B・Cは当該年度3月1日付の件数です。

※ Eは当該年度3月振替分の件数です。

【 保険料収納状況（決算額） 】

(単位：円)

年度	区分	調定額A	収入額B	還付未済額 C	収納率D (B-C)÷A	未納額E A-(B-C)	不納欠損額
16	特別徴収	2,872,564,090	2,878,715,302	6,151,212	100.00%	0	0
	普通徴収	729,575,378	657,912,080	1,940,872	89.91%	73,604,170	0
	合 計	3,602,139,468	3,536,627,382	8,092,084	97.96%	73,604,170	0
	滞納繰越分	119,165,207	23,701,895	46,877	19.85%	95,510,189	41,402,581
17	特別徴収	2,898,759,280	2,903,719,070	4,959,790	100.00%	0	0
	普通徴収	763,318,570	684,269,413	1,992,383	89.38%	81,041,540	0
	合 計	3,662,077,850	3,587,988,483	6,952,173	97.79%	81,041,540	0
	滞納繰越分	126,555,199	26,310,234	86,600	20.72%	100,331,565	45,256,852
18	特別徴収	4,300,026,600	4,306,808,891	6,782,291	100.00%	0	0
	普通徴収	1,001,467,470	885,353,833	1,682,573	88.24%	117,796,210	0
	合 計	5,301,494,070	5,192,162,724	8,464,864	97.78%	117,796,210	0
	滞納繰越分	135,430,793	30,549,647	103,220	22.48%	104,984,366	47,054,851
19	特別徴収	4,687,424,880	4,693,874,190	6,449,310	100.00%	0	0
	普通徴収	794,020,860	674,903,800	1,011,790	84.87%	120,128,850	0
	合 計	5,481,445,740	5,368,777,990	7,461,100	97.81%	120,128,850	0
	滞納繰越分	175,501,655	42,111,705	128,650	23.92%	133,518,600	45,842,500
20	特別徴収	4,773,156,920	4,779,394,920	6,238,000	100.00%	0	0
	普通徴収	829,832,400	699,588,730	1,223,020	84.20%	131,466,690	0
	合 計	5,602,989,320	5,478,983,650	7,461,020	97.65%	131,466,690	0
	滞納繰越分	206,856,550	41,026,830	87,310	19.80%	165,917,030	65,212,840

③ 保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請ができます。審査の結果により認められた場合、一定期間保険料が減免されます。17年度は、9月4日の集中豪雨の被災者の方に対し、水害減免を行いました。

【 保険料減免の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件 数	2	570	0	2	1
減免額	22,500	5,689,500	0	18,900	6,300
主な減免事由	収入の著しい減少	災害等		災害等	災害等

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、区市町村に交付されます。

【参考】 杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。計算式は、次のとおりです。

1 国保加入者ごとの介護分保険料

$$\text{計算式} \left[\begin{array}{c} \boxed{\text{所得割}} \\ \text{(注1)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{均等割}} \\ \text{(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$$

(注1)

所得割：国保加入者のうち介護保険第2号被保険者の所得に応じてかかるもの
所得割の計算式

国保加入者のうち介護保険第2号被保険者の賦課標準額(※) × 所得割料率(0.18)

(※) 賦課標準額 = 住民税均等割額 + [住民税所得割額一緩和措置(※)]

(※) 緩和措置

課税総所得金額が200万円以下：課税総所得金額の2.5%の金額

課税総所得金額が200万円～700万円：50,000円

(注2)

均等割：所得に関係なく、介護保険第2号被保険者全員にかかるもの

均等割額：一人年間 11,100円

2 世帯の介護分保険料

国保加入者ごとの介護分保険料の合計額

(世帯の最高限度額は9万円)

- ◆ 21年度の国民健康保険における介護分保険料は「所得割」が変更になっています。詳細は、国保年金課国保資格係にお問合わせください。

6 介護保険財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。
18年度から20年度までの財源の負担割合は次のとおりです。

【 保険給付費の負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被 保険者	第2号被 保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	19%	31%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

【 20年度決算額内訳（歳入） 】

(単位：円)

科目		予算現額	決算額
歳入	保険料	5,588,839,000	5,520,010,480
	使用料及び手数料	1,000	0
	国庫支出金	5,726,624,000	5,873,555,840
	介護給付費負担金	4,331,773,000	4,487,792,000
	調整交付金	1,126,589,000	1,113,281,000
	地域支援事業（介護予防事業）	107,447,000	108,649,250
	地域支援事業（包括的支援事業）	160,815,000	160,816,590
	介護保険事業費補助金	0	3,017,000
	支払基金交付金	7,773,516,000	7,706,212,000
	介護給付費交付金	7,640,282,000	7,571,487,000
	地域支援事業支援交付金	133,234,000	134,725,000
	都支出金	3,772,080,000	3,746,373,794
	介護給付費負担金	3,637,950,000	3,611,640,874
	地域支援事業（介護予防事業）	53,723,000	54,324,625
	地域支援事業（包括的支援事業）	80,406,000	80,408,295
	財政安定化基金支出金	1,000	0
	財産収入	8,201,000	16,765,162
	繰入金	4,222,177,000	4,203,797,125
	介護給付費繰入金	3,061,380,000	3,061,379,000
	地域支援事業（介護予防事業）	53,723,000	53,722,000
	地域支援事業（包括的支援事業）	80,406,000	80,405,000
	地域支援事業（その他地域支援事業）	510,956,000	510,955,000
	事務費等繰入金	515,711,000	496,189,000
	介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	0	1,147,125
	準備基金繰入金	1,000	0
	繰越金	799,268,000	799,268,502
	寄付金	1,000	0
	諸収入	20,439,000	22,964,553
	合計	27,911,146,000	27,888,947,456

【 20 年度決算額内訳（歳出） 】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	361,810,000	332,238,637	
	保険給付費	24,491,037,000	24,158,142,012	
		介護サービス等諸費	21,870,434,000	21,592,079,031
		介護予防サービス等諸費	1,436,990,000	1,400,338,030
		高額介護サービス費	412,810,000	408,056,571
		特定入所者介護サービス等費	722,790,000	715,614,920
		審査支払手数料	48,013,000	42,053,460
	財政安定化基金拠出金	7,674,000	7,673,415	
	基金積立金	818,378,000	818,378,000	
	地域支援事業	1,358,206,000	1,089,766,180	
		介護予防事業	434,916,000	361,587,145
		包括的支援事業	397,078,000	389,839,000
		その他地域支援事業	526,212,000	338,340,035
	諸支出金	720,088,000	716,396,351	
	予備費	153,953,000	0	
合 計		27,911,146,000	27,122,594,595	

【 20 年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合） 】

歳 入	
科 目	割 合
保険料	19.8%
国庫支出金	21.1%
支払基金交付金	27.6%
都支出金	13.4%
財産収入	0.1%
繰入金	15.1%
繰越金	2.9%
諸収入	0.1%
合 計	100.00%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	1.2%
保険給付費	89.1%
財政安定化基金拠出金	0.0%
基金積立金	3.0%
地域支援事業	4.0%
諸支出金	2.7%
合 計	100.00%

【 20 年度介護保険関係各種基金残高 】

（21 年 3 月末時点）

基 金 名	残 高
介護給付費準備基金	2,614,489 千円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	358,375 千円
NPO等介護保険事業者資金貸付金	41,803 千円
介護保険事業者緊急資金貸付金	6,000 千円
高額介護サービス費等資金貸付基金	29,539 千円

7 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。
主な業務は、次のとおりです。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- (エ) 区の介護施設等の整備に関すること。
- (オ) 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (カ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【 委員数 】（委員数は杉並区介護保険条例第8条で22人以内と定められています。）

区 民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合 計
6	2	3	3	8	22

【 開催実績 】

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	20年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期杉並区介護保険事業計画の検討状況について ・ 地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について ・ 地域密着型サービス事業所の更新について
第2回	20年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期介護保険事業計画について ・ 第4期介護保険料について ・ 地域密着型サービス事業所の指定更新について ・ 生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額の独自軽減制度の創設について
第3回	20年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期介護保険料の改定について ・ 保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）への意見提出の概要 ・ 保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見について ・ 地域密着型サービス事業所の指定について
第4回	21年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期介護保険料について ・ 第4期杉並区介護保険事業計画（案）について ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金面的整備計画について ・ 地域密着型サービス事業所の指定について ・ 杉並区介護保険高額介護サービス費等貸付基金の設置について
第5回	21年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター事業評価における改善状況について ・ 地域密着型サービス事業所の指定及び更新について

8 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【 苦情・意見要望件数の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
要介護認定	9	9	9	6	11
介護保険料	2	3	16	8	11
介護保険サービス供給量	3	1	8	3	5
介護事業者及び保険給付	87	87	86	89	104
その他	46	80	87	65	83
合 計	147	180	206	171	214

【 相談対応件数の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
相談者への説明・助言	82	96	128	83	111
当事者間を調整	55	75	67	87	100
他機関を紹介	8	2	5	1	0
その他	2	7	6	0	3
合 計	147	180	206	171	214

【 都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況 】

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	5	2	1	2	3
東京都介護保険審査会への審査請求	0	0	1	2	1
合 計	5	2	2	4	4

9 事業者への支援

(1) 事業者連絡会

区と介護サービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

【 開催実績 】

名 称	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
介護サービス事業者連絡会（全体会）	3	4	2	2	2
グループホーム事業者連絡会	0	0	0	1	1
通所介護・通所リハ事業者連絡会	4	0	1	2	0
居宅介護支援事業者連絡会	0	1	2	1	0
訪問介護事業者連絡会	1	1	0	1	0
認知症通所介護事業者連絡会	0	0	0	1	0
特定施設・認知症対応型共同生活介護事業者連絡会	1	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護事業者連絡会	0	0	2	0	1
福祉用具貸与事業者連絡会	1	0	1	0	0
居宅介護支援・訪問介護事業者連絡会	0	0	0	0	1
居宅介護支援・ケア24事業者連絡会	0	0	0	0	1
基準該当事業者連絡会	1	0	0	0	0
合 計	11	6	8	8	6

(2) 介護従事者研修

質の高い介護サービスを確保するため、サービス事業者の協議会等と共同し、専門的・実践的な研修を行います。

【 研修実績 】

名 称	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
訪問介護事業者研修会	0	3	1	2	3
すぎなみ介護保険サービス事業者の会研修会	0	0	1	1	0
居宅介護支援事業者研修会	0	1	0	1	1
地域密着型サービス事業者研修会	0	0	0	1	0
通所介護・通所リハ研修会	0	1	1	0	4
合 計	0	5	3	5	8

(3) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、研修や会議などを実施します。

【 ケアマネジメント研修 】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の正しい理解に向けて ● 在宅介護におけるうつの見方 ● ケアマネジャーと認知症家族とのかかわり方
訪問指導研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅高齢者のリハビリのツボ
高齢者虐待研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本研修（2日制） <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待と法的対応 ・ 高齢者虐待～虐待の生じやすい状況と養護者支援～ ● 応用研修（3日制） <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の判断を適切に導くための記録 ・ 虐待の事実があるかどうか、リスク要因のアセスメント ・ 家族アセスメントのポイントと家族介入のしかたについて ● 応用研修（4日制） <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパービジョンとコンサルテーション ・ 虐待事例におけるスーパービジョンの流れ ・ 面接の基礎（倫理とロールプレイ） ・ コンサルテーションの演習（ロールプレイ）

【 地域ケア会議の開催支援 】

主 催	内 容	区の支援	回 数
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャー間の情報交換 ● ケアマネジメントの質の向上や連帯強化に向けた支援 	介護予防課	159

【 援助困難ケース・ケアマネジメント支援 】

主 催	内 容
介護予防課	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

(4) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。また、20年度単年度事業として、産業融資制度対象外の介護保険事業者である区内のNPO法人等を対象に、物価高騰の状況を踏まえ緊急に無利子で貸付を行いました。

【 NPO等介護保険事業者資金貸付実績 】

貸付の種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
NPO等介護保険事業者資金貸付	5	1	0	0	0
介護保険事業者緊急資金貸付	—	—	—	—	2

(5) 地域密着型サービスの指定

18年度より地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うこととなりました。

【 地域密着型サービス事業所の指定の状況 】

サービスの種類	18年度	19年度	20年度
認知症対応型共同生活介護事業所	3	3	0
認知症対応型通所介護事業所	5	2	1
小規模多機能型居宅介護事業所	1	0	0
夜間対応型訪問介護事業所	1	1	0
合 計	10	6	1

10 事業所の指導

介護保険サービスの質の確保に向けて、区民が利用している介護保険サービス事業所の運営指導を行います。

また、18年度から実施している地域密着型サービス事業所の指導では、区が基本方針を定め、積極的に事業所の指導を行います。

【事業所の指導の状況】

サービスの種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
居宅介護支援事業所	0	10	9	12	17
訪問介護事業所	0	9	8	9	10
訪問看護事業所	0	0	0	1	3
通所介護事業所	0	0	0	0	5
訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	2
みなし指定事業所	0	0	0	0	1
基準該当事業所	9	9	4	2	1
老人保健施設	3	3	3	3	3
合 計	12	31	24	27	43

【地域密着型サービス事業所の指導の状況】

サービスの種類	18年度	19年度	20年度
認知症対応型共同生活介護事業所	7	7	10
認知症対応型通所介護事業所	9	15	16
小規模多機能型居宅介護支援事業所	0	1	1
夜間対応型訪問介護	1	1	1
合 計	17	24	28

11 広報普及活動

区民の皆様に、介護保険の趣旨や利用方法について、理解を深めるための広報活動を行っています。

【 ちらし・パンフレット・冊子 】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険 利用者ガイドブック	区窓口及びケア24で配布
住宅改修の手引き	区窓口及びケア24で配布
よくわかる介護保険	区窓口及びケア24で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険事業者マップ	区窓口及びケア24で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
要支援1・2の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料特別徴収（年金引き落とし）額の平準化について	対象者へ郵送

【 広報すぎなみ（主な掲載記事） 】

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険料納特別徴収額の平準化について	
介護保険料額のおしらせについて	
生計困難者の利用者負担額助成制度について	
介護保険運営協議会区民委員募集のお知らせについて	
介護第4期介護保険事業計画の概要について	

【 ホームページ 】

タイトル	掲載内容
杉並区の介護保険（区内介護サービス）	事業所の空き情報

12 介護保険のあゆみ

国・都・杉並区のあゆみ	
8年11月	第139回臨時国会に介護保険関連3法案（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）の提出（国）
9年12月	介護保険関連3法の公布（12月17日）（国）
10年2月	介護保険制度推進会議を設置（区）
2月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）
4月	杉並区介護保険事業懇談会を設置（区）
5月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施（区）
7月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）
12月	
11年2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）
3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）
6月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）
9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付（区）
10月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10月1日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催（区）
11月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表（国）
12年2月	介護報酬単価の決定（国）
3月	「介護保険事業計画」を策定（区） 第1号被保険者に介護保険被保険者証を一斉交付（区） 介護保険制度の住民説明会を開催（区）
4月	介護保険法の施行（国）（4月1日） 杉並区介護保険条例を施行（区）（4月1日） 介護保険運営協議会を設置（区）
8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
11月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施（区）
13年4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円） 杉並区介護保険に関する調査を実施（区）
14年1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）
10月	「第2期介護保険事業計画素案」を公開（区）
15年3月	介護報酬の改定（国） 「第2期介護保険事業計画」を策定（区）
4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）
12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）
16年10月	杉並区介護保険に関する調査を実施（区）
17年3月	介護保険法等の一部を改正する法律の公布（3月末日）（国）
10月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行（10月1日）（国） 「第3期介護保険事業計画素案」を公開し住民説明会を開催（区）

18年	3月	介護報酬の改定（国） 「第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区） 地域支援事業の開始（国） 住所地特例対象施設の範囲拡大（国）
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）
19年	4月	介護保険料（特別徴収分）の補足回数を変更（年1回→4回）（区）
	5月	介護保険料（特別徴収分）について平準化を開始（区）
	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査の実施
20年	3月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査報告書の公表
	10月	第4期介護保険事業計画（案）の作成 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区）の実施
	11月	第4期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付
21年	3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行（国） 介護報酬プラス3%改定の政府決定（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国） 第4期介護保険事業計画の策定・公表（区） NPO等介護保険事業者緊急資金貸付の実施（区）

参 考

1 食費の自己負担額（標準負担額）の減額（17年9月まで）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所・入院中の食費の自己負担額は、1日あたり780円です。世帯全員の区民税が非課税等の場合に応じ500円または300円に減額されます。

【食費の自己負担額（標準負担額）減額件数状況】

区 分	15年度	16年度	17年度
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等(300円/日額)	158(0)	173(0)	166(0)
世帯全員の区民税が非課税等(500円/日額)	1,211(20)	1,145(20)	1,231(5)
合 計	1,369(20)	1,318(20)	1,397(5)

※ 17年度は4月1日から9月30日までの件数です。

※ ()内は第2号被保険者です(再掲)。

※ 17年10月から施設給付について制度変更となりました。

2 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額（特定標準負担額）の減額（17年9月まで）

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費の自己負担額（特定標準負担額）が減額されます。

【介護老人福祉施設旧措置入所者にかかる減免件数の状況】

区 分		15年度	16年度	17年度
利用者負担額の減免	老齢福祉年金受給者等	78(2)	61(1)	52(1)
	世帯全員の区民税が非課税等	177(0)	129(0)	119(0)
	合 計	255(2)	190(1)	171(1)
食費の自己負担額（特定標準負担額）の減額	老齢福祉年金受給者等	146(2)	111(1)	95(1)
	世帯全員の区民税が非課税等	342(0)	269(0)	256(0)
	合 計	488(2)	380(1)	351(1)

※ ()内は第2号被保険者です(再掲)。

※ 17年度は4月1日から9月30日までの件数です。

※ 17年10月から施設給付について制度変更となりました。

3 第4期介護保険料について

21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間中における介護保険料は次のとおりです。

段階	対象者	保険料年額（月額）
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で 本人が老齢福祉年金受給の方	年19,200円 (月1,600円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計 所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年24,000円 (月2,000円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で本人の合計 所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年36,000円 (月3,000円)
第4段階 基準年額×0.83	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年39,840円 (月3,320円)
第5段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年48,000円 (月4,000円)
第6段階 基準年額×1.08	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円未満)	年51,840円 (月4,320円)
第7段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	年60,000円 (月5,000円)
第8段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	年72,000円 (月6,000円)
第9段階 基準年額×1.57	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	年75,360円 (月6,280円)
第10段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上1,000万円未満)	年84,000円 (月7,000円)
第11段階 基準年額×1.83	本人が区民税課税の方（合計所得金額1,000万円以上）	年87,840円 (月7,320円)

21年度版 すぎなみの介護保険 (20年度実績)
21年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。
<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号
21-0046

